

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当者からのヒアリング

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成24年度には、次のとおり、関係分野に関する情報収集等を行った。

なお、平成24年度における電気通信事業等に関する動向については、【資料4】のとおり。

1 政策担当者からのヒアリング

平成24年11月30日 第125回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2011の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 競争状況の概要

(1) 移動体通信市場

① 全契約数は2012年3月末で1億3,276万と漸増傾向。事業者別シェアは、NTTドコモ45.3%、KDDI26.4%、ソフトバンクモバイル21.8%。

上位3社の寡占的な状態にあるが、市場集中度（HHI）^(注)は年々減少。

注：市場の独占度合いを測定する指標の一つ。各事業者が市場で有するシェアを自乗しそれを加算して算出。

② 評価に当たっての新たな勘案要素として、MVNOの動向、SIMロック解除の状況、番号ポータビリティ、移動系と固定系の連携サービス、データ通信専用端末の動向、について分析。さらに、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴うプラットフォームレイヤー事業者やそれら事業者が提供するサービス等が与える影響の有無に関し、ネットワークレイヤーと上位下位レイヤーの関係について分析。

(2) データ通信（固定系ブロードバンド市場）

① 全契約数は2012年3月末で3,492万。事業者別シェアは、NTT東西54.0%、J:COMグループ8.5%、ソフトバンクグループ7.5%、KDDI6.1%、電力系事業者5.8%。

② 市場集中度は全国では3,152。東西別に見た場合、東日本で3,590、西日本で2,771となっており、東日本で高い傾向となっている。

③ 評価に当たっての新たな勘案要素として、固定系と移動系の連携サービスの動向、通信事業者と医療・教育・環境等他業種との連携といった事業者グループの状況について分析。

(3) データ通信（FTTH市場・全国）

① 全契約数は2012年3月末で2,230万と鈍化傾向ながら増加。事業者別シェアは、NTT東西74.2%、電力系事業者9.0%、KDDI9.5%。

- ② 市場集中度は全国では5,691。東西別に見た場合、東日本が6,630、西日本が4,429となっており、東日本で高い傾向となっている。
- ③ 評価に当たっての新たな勘案要素として、設備競争の状況、事業者間取引の状況、固定系と移動系の連携サービスの動向、ISPとのセット販売、事業者グループの状況について分析。

(4) データ通信（F T T H市場・都道府県別等）

- ① 東日本地域と比較し、西日本地域ではF T T H契約数におけるN T T西日本以外の事業者のシェアが高い傾向にある。また東日本地域及び西日本地域の東海ブロックでK D D Iが一定程度のシェアを有しているほか、西日本地域では電力系事業者のシェアが総じて高くなっており、静岡、奈良、島根及び徳島の各県ではC A T V事業者のシェアも高い傾向にある。
- ② 2012年3月末におけるN T T東西による光ファイバ回線の貸出回線（相互接続）の総数は約72万回線（N T T東日本分約48.9万回線、N T T西日本分約22.8万回線）。N T T東西が保有する光ファイバ回線数に占める貸出回線数の割合は、全都道府県平均で5.8%。

2 主な評価結果

(1) 移動系通信市場（音声通信、データ通信）

- ① N T Tドコモのシェアを見ると依然として高いが、近年減少傾向にあること、平均月次増加率や番号ポータビリティの状況などを踏まえれば、市場支配力を行使し得る地位は低下している傾向にあると考えられる。
- ② しかしながら、キャンペーンの展開状況、料金面におけるM V N Oによる潜在的な競争圧力の存在、上位下位レイヤー等との連携サービスなどの各社の取組状況などを踏まえれば、N T Tドコモが単独で、又は複数事業者が協調して市場支配力を実際に行使する可能性は低い。
- ③ ネットワークレイヤーと上位下位レイヤーとの関係については、現時点では、業務提携等を通じ、特定の通信事業者が利用者を囲い込む状況は見られないこと等から、上位下位レイヤーとの連携を通じた市場支配力の形成の兆候は見られない。

(2) データ通信（固定系）（固定系ブロードバンド市場）

- ① 事業者別シェアの状況、市場集中度、固定電話市場からのレバレッジの懸念があること等を踏まえれば、東日本地域ではN T T東日本が、西日本地域ではN T T西日本が各々単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。
- ② しかしながら、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、F T T Hの契約数の増加率が鈍化傾向にあり、N T T東西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われ始めていること等も踏まえれば、N T T東西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い。
- ③ なお、事業者別シェアの数値のみを見れば、N T T東西と他のシェア上位の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあるが、固定系ブロードバンド市場における競争状況を勘案すれば、実際に協調して市場支配力を行使する可能性は低い。

(3) データ通信（固定系）（FTTH市場）

- ① 東日本地域では、NTT東日本が依然として単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、契約数の増加率は鈍化していることや、事業者間取引の分析、新たなサービス競争状況も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。
- ② 西日本地域では、NTT西日本が単独で市場支配力を行使し得る地位はNTT東日本と比較して低下していると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、東日本地域と同様、設備競争の分析結果や新たなサービス競争状況も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。

3 競争評価2012に向けた取組

- ① LTEとBWAの契約数は、ADSLやCATVインターネットの契約数を超えて大きく伸びており、特にLTEは今後更なる成長が見込まれることから、LTEとBWAについては、移動系超高速ブロードバンド市場として一体的に捉え、移動系通信（データ通信）市場の部分市場として画定する。
- ② 移動系通信市場における新規参入事業者（MVNO事業者）の視点からの競争条件の分析、スマートフォン+FTTHをはじめとした連携サービスの普及動向と競争条件への影響、固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析を戦略的評価のテーマとして取り上げる。

2 委員会における施設視察

平成24年6月21日 第123回委員会

東日本電信電話株式会社の通信設備の現場視察を行うとともに、同社から設備の概要について説明を受けた。

第2章 第4回国際通信調停フォーラムへの出席

平成24年10月11日、特別委員及び事務局職員が韓国ソウル特別市において開催された「第4回国際通信調停フォーラム」に出席した。同フォーラムは、韓国放送通信委員会（KCC）が主催しているものであり、第1回から毎年韓国ソウル特別市で開催されている。

第4回国際通信調停フォーラムの概要は、次のとおりである。

(1) 日時

平成24年10月11日（木）14時から18時

(2) 開催場所

韓国 ソウル特別市 ウェスティン朝鮮ホテル 2階

(3) 主催

韓国放送通信委員会（KCC）／韓国情報通信振興協会（KAIT）

(4) 目的

「スマート融合時代の新サービスの出現：紛争事例と消費者保護」をテーマとし、参加国の調停に関する事例を各国で共有し、これらに対処する方法を探る。

(5) 電気通信紛争処理委員会出席者

電気通信紛争処理委員会 特別委員 加藤 寧
 電気通信紛争処理委員会事務局 参事官 川村 一郎

(6) プログラム

	セッション及びテーマ	スピーカー
開会		
14:00～14:20	開会の辞	ノ・ヨンギョ KAIT 副会長
	祝辞	ヤン・ムンソク KCC 常任委員
基調講演		
14:20～14:40	デジタル時代におけるインターネットと消費者保護	エド・リチャーズ 英国 通信庁 (Ofcom) 最高執行責任者
セッションⅠ：紛争と調停事例		
14:40～15:00	電気通信法 2012 における消費者保護と融合：規則と事例	ヘルムート・シャドウ ドイツ ネットワーク通信庁 (BNetzA) 法的電気通信規制問題課長

15:00～15:20	日本の電気通信紛争処理委員会における最近の活動について	加藤 寧 総務省電気通信紛争処理委員会特別委員
15:20～15:40	新放送サービスにおける米国の紛争事例	イ・ギフン 韓国 情報社会開発研究所 研究員
15:40～16:00	スマート融合時代における新しいサービスの出現：紛争事例及び消費者保護	キム・ジョンウォン KCC 調査企画調整課長
	休憩	
セッションⅡ：パネルディスカッション 司会：パク・ジェチョン 教授（仁荷大学 情報通信大学院）		
16:20～17:35	【パネリスト】 リュ・グァンヒョン 弁護士 ジョン・ヨンジュン 教授（全北大学） イ・サンシク 教授（啓明大学） ホン・デシク 教授（西江大学）	
17:35～17:55	質疑応答	
閉会		
17:55～18:00	閉会の辞	チョン・ジョンギ KCC 利用者保護局長

(7) 概要

① 基調講演

英国通信庁(Ofcom)の最高執行責任者(CEO)であるエド・リチャーズ氏が、「デジタル時代におけるインターネットと消費者保護」と題する基調講演を行った。その内容は、以下のとおり。

- ・ 消費者にとって良好なインターネットの経験を提供するために、通信規制当局はどのような貢献ができるのかという問いには、次の3つの局面があると考える。
 - ア) 健全なインターネットへのアクセス市場が存在すること
 - イ) 消費者がインターネット・サービスについて適時的確な情報を有すること
 - ウ) 消費者がインターネット環境において安全で保護されていると感じること
- ・ 公正競争の実現のためには、消費者が円滑に通信事業者を選択でき

るようにすることが重要である。我々は、本年前半に固定電話とブロードバンドにおける通信事業者の選択の改善策について意見を求めた。2013年には結論を出し、他の付随的なサービスに対象を拡大していく予定である。

- 消費者は、ブロードバンド・サービスの価格と品質について情報を得る必要がある。Ofcomは、ブロードバンドの速度に関する調査に率先して取り組んできた。また、トラフィックがどのように管理されているかは、ネットワーク中立性の中核をなす。我々は、2012年の年次報告書にトラフィック管理に関する章を設ける予定である。さらに、欧州レベルでの取組も重要であり、欧州委員会は、2013年初頭にガイドラインを出す予定である。
- 通信規制機関が今後20年間最も深く関わる問題の一つは、データの保護である。第一は、知的財産権の保護である。第二に、プライバシーの問題は避けて通ることができない。さらに、子供の保護も重要である。これらの問題には、他の規制機関とも協力して対処していかねばならない。また、欧州委員会や加盟各国と共同して取組を行っている。

② セッション1

セッション1では、ドイツ、日本、米国及び韓国の制度や係争事例についてそれぞれ説明を行った。

【ドイツ】

- 2012年ドイツ電気通信法改正の概要について、説明があった。今回の主要な改正事項は①消費者保護の強化、②ネットワークの拡張、③ネットワーク中立性の3つである。
- 消費者保護の強化として、住居の移転における契約の保護、通信プロバイダの変更における番号ポータビリティ、位置情報サービス提供の際の利用者への通知等の改正を行った。
- ネットワークの拡張に係る法改正として、通信事業者に限らずインフラ保有者は、その地理的位置情報等の情報を提供しなければならないこととした。また、ドイツ連邦ネットワーク庁は、非効率的な使用がされている場合に通信ネットワークの運営者等に設備の共用や費用の分担を命令することを可能とした。
- ネットワーク中立性を守るため、連邦政府が連邦議会両院の同意のもとに命令を発することを可能にする等の改正を行った。

【日本】

- ・ 電気通信紛争処理委員会の概要について簡単に紹介した後、日本におけるMVNOに関する紛争事例及びコンテンツ配信事業者等が抱える問題について説明を行った。
- ・ MVNOに関しては、日本におけるMVNOの進展状況と総務省の参入促進に向けた取組を紹介した上で、過去に電気通信紛争処理委員会が扱った2つの事例について、その概要を説明した。
- ・ コンテンツ配信事業者等が抱える問題に関しては、本年2月から3月にかけて委員会事務局が実施したコンテンツ配信事業者等に対するアンケート調査の結果について、その概要を紹介した。

【米国】

- ・ 米国放送市場における新しいタイプの紛争事例として、番組へのアクセスに関する紛争及び地上放送番組の再送信に関する紛争についての説明があった。
- ・ 番組へのアクセスに関する紛争については、関連する米国の法律の規定について説明した後、具体的な事例としてSky Angel対Discovery事件の概要を紹介した。
- ・ 地上放送番組の再送信に関する紛争の具体的な事例として、iViTV事件及びAereo事件について、その概要を紹介した。

【韓国】

- ・ 韓国における通信・放送の融合による新たなサービスとして、スマートTV、OTS^(注1)、mVoIP^(注2)等のサービスを紹介した後、こうした新サービスをめぐっての紛争事例についての説明があった。
- ・ スマートTVに関しては、本年2月にKTがサムスンのスマートTVサービスを利用者に対する事前の十分な通知なしに中断した事件について紹介した。また、KTの提供するOTSサービスの消費者保護の観点からの問題に対し、KCCが本年2月に改善命令を出した事例についても併せて紹介を行った。
- ・ 最後に、KCCの消費者保護政策の概要について説明を行った。

(注1) OTS: 衛星TV、IPTV、固定ブロードバンド、固定/携帯電話をパッケージしたサービス

(注2) mVoIP: 携帯インターネット電話

③ セッション2

セッション2では、セッション1で各国から紹介された内容等を踏まえ、

質問及び意見交換を行った。

日本に対しては、最近の制度改正により電気通信紛争処理委員会における紛争解決の対象に放送分野における紛争が追加されたことをどのように評価するのか、また、紛争を解決する際に公正競争の阻害、視聴者の利益への影響等の審査基準をどのように適用しているのかとの質問があった。

これに対し、通信と放送の融合が進展する中で委員会機能の統合は不可欠であり、現実にケーブルテレビによる地上放送の再放送に関する紛争が委員会の審議の対象になっていること、また、スマートTVに関する紛争の解決に当たっては、公正競争の確保とネットワークへの負荷による利用者の利益への影響の両方をよく考慮して判断する必要がある旨の回答を行った。



【フォーラムの様様（1）】



【フォーラムの様様（2）】

第3章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、次の取組を行った。

1 関係事業者等への周知活動

下表のとおり、全国12の会場の関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせんの手続、事業者相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日	主催	開催地
平成24年4月11日	・一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム	東京都渋谷区
平成24年4月12日	・社団法人日本インターネットプロバイダー協会	東京都渋谷区
平成24年4月17日	・一般社団法人テレコムサービス協会 ・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 ・社団法人電気通信事業者協会 ・社団法人日本インターネットプロバイダー協会 ・インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会 ・電気通信サービス向上推進協議会	東京都千代田区
平成24年5月17日	・社団法人日本インターネットプロバイダー協会	宮崎県宮崎市
平成24年5月22日	・一般社団法人テレコムサービス協会 四国支部	愛媛県松山市
平成24年5月23日	・一般社団法人テレコムサービス協会 信越支部	長野県長野市
平成24年5月29日	・一般社団法人デジタルメディア協会	東京都港区
平成24年5月30日	・一般社団法人テレコムサービス協会 東北支部	宮城県仙台市

平成24年6月8日	・東海総合通信局 ・一般財団法人日本データ通信協会	愛知県名古屋市
平成24年11月15日	・社団法人日本インターネットプロバイダー協会	青森県八戸市
平成25年1月30日	・一般社団法人テレコムサービス協会 北陸支部	石川県金沢市
平成25年2月14日	・近畿総合通信局	大阪府大阪市

2 電気通信紛争処理マニュアルの改訂

平成24年1月から平成24年11月までに終了した7件のあっせん事例の追加、その他関係資料の現行化等を行った「電気通信紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－」を平成24年11月に作成し、関係団体、通信・放送事業者等へ配付するとともに、委員会ウェブサイトへの掲載を行った。

「電気通信紛争処理マニュアル
－紛争処理の制度と実務－」

